

# 子どもに関する審議会等一覧

法令根拠	①子ども・子育て支援法	②児童福祉法	③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）	
	第77条第1項（努力義務「置くよう努める」）	第8条第1項（必置「置くものとする」）【中核市】	第25条（必置「置くものとする」）【中核市】	
会議名称	子ども・子育て支援審議会	児童福祉審議会	幼保連携型認定こども園に関する審議会	
市条例	子ども・子育て支援審議会条例	—	—	
役割	1 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項	1 <<児童福祉法第8条第6項>> 社会保障審議会と相互に緊密な連絡をとること	1 <<第17条第3項>> 幼保連携型認定こども園を設置・廃止等の認可時に意見聴取すること	
	① <<第77条第1項第1号>> 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見聴取すること	2 <<【新】児童福祉法第34条の15第4項>> 家庭的保育事業等の認可時に意見聴取すること	2 <<第21条第2項>> 事業停止・施設閉鎖命令時に意見聴取すること	
	② <<第77条第1項第2号>> 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見聴取すること	3 <<【新】児童福祉法第35条第6項>> 保育所設置（行政機関を除く）の認可時に意見聴取すること	3 <<第22条第2項>> 認可の取消し時に意見聴取すること	
	③ <<第77条第1項第3号>> 市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し意見聴取すること	4 <<児童福祉法第8条第7項>> 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦、又は製作、興行、若しくは販売する者等に対し勧告すること		
	④ <<第77条第1項第4号>> 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること	5 <<児童福祉法第46条第4項>> 特定児童福祉施設（市立を除く）の事業停止命令時に意見聴取すること	④次世代育成支援対策推進法 第21条（任意「組織することができる」）	
	2 児童福祉に関する重要事項	6 <<児童福祉法第59条第5項>> 無認可の特定児童福祉施設の事業停止・施設閉鎖命令時に意見聴取すること		
	3 その他子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項	7 <<児童福祉法第8条第2項>> 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議すること	会議名称：こども政策推進協議会	
		8 <<児童福祉法第8条第5項>> 関係行政機関に対する職員の出席説明・資料提出を求めること	市条例：—	
		9 <<児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第3条>> 特定児童福祉施設の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること	1 <<第8条第4項>> 市町村行動計画の策定又は変更に関し意見聴取すること	
		10 <<家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第3条>> 家庭的保育事業等の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること	2 <<第21条>> 地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること	
		11 <<放課後児童健全育成事業の設備・運営に関する基準第3条>> 放課後児童健全育成事業の設備・運営を向上させるよう勧告する際に意見聴取すること		
		12 <<母子及び及び父子並びに寡婦福祉法第7条>> 母子家庭の福祉に関する事項を調査審議すること		
		13 <<母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条>> 母子福祉資金貸付金の貸付中止時に意見聴取すること		
		14 <<母子保健法第7条>> 母子保健に関する事項を調査審議すること		

社会福祉法
第7条第1項（必置「置くものとする」）【中核市】
社会福祉審議会
社会福祉審議会条例
1 社会福祉法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（同法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む）
2 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項
3 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項、第22条第2項に関する事項
4 介護保険法に基づく介護保険事業の円滑な運営に関する事項
5 その他社会福祉について市長が必要と認める事項
(↑ゴシック字体は、児童福祉関連事項)

統合  
H27.4～

## 経過

	平成2年	平成16年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
児童福祉審議会【廃止】	→					
こども政策推進協議会【廃止】	→					
子ども・子育て支援審議会（～H27.3）	→					
社会福祉審議会【児童福祉専門分科会】（H27.4～）	→					
児童福祉審議会（中核市）	→					
幼保連携型認定こども園に関する審議会（中核市）	→					

## 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 運営要綱（案）

### （目的）

第一条 この要綱は、八王子市社会福祉審議会条例（以下「条例」という。）に規定する児童福祉専門分科会（以下「分科会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### （組織）

第二条 分科会は、次に掲げる者のうちから組織する。

- 一 子どもの保護者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 町会、自治会を代表する者
- 四 市内で活動する市民団体を代表する者
- 五 事業主を代表する者
- 六 労働者を代表する者
- 七 児童福祉又は学校教育に関係する事業に従事する者
- 八 学識経験のある者
- 九 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

### （会長及び副会長）

第三条 分科会に会長及び副会長各一人を置く。

- 2 分科会の会長（以下「会長」という。）は、委員の互選により定める。
- 3 分科会の副会長（以下「副会長」という。）は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、条例第六条第五項の規定によりその職務を代理する。

### （副部会長）

第四条 条例第七条第二項の規定により部会を置いたときは、部会に部会長及び副部会長各一人を置く。

- 2 部会長は、部会委員の互選により定める。
- 3 副部会長は、部会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、条例第七条第五項の規定によりその職務を代理する。

### （部会の庶務）

第五条 部会の庶務は、部会の目的に応じて、子ども家庭部に置かれた課において処理する。

### （傍聴の定員）

第六条 庶務を処理する課（以下「庶務担当課」という。）は、傍聴の定員を五人以上に設定するよう努めることとし、会議を行う場所等、開催事情に応じて定める。

- 2 定員は、会議の一週間前までに、ホームページに掲載することによって公開しなければならない。

(傍聴券の交付)

第七条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、受付において会議傍聴整理簿（第一号様式）に所要事項を記入し、傍聴券（第二号様式）の交付を受けなければならない。

2 庶務担当課は、一人につき傍聴券一枚を定員の範囲内において先着順に交付する。

(傍聴の期日)

第八条 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第九条 傍聴人は、庶務担当課の係員が求めたときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第十条 傍聴人は、傍聴を終えて退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席以外の議場への入場禁止)

第十一条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の議場へ入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器を携帯している者
- 五 カメラ、ビデオ、録音機の類を携帯している者。ただし、第十四条ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき会長の許可を得た者を除く。
- 六 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、映写機の類を携帯している者
- 七 異様な服装をしている者
- 八 酒気を帯びていると認められる者
- 九 その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第十三条 傍聴人は、傍聴するときは静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場での発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明したり、示威的行為を行わないこと。
- 二 飲食又は喫煙をしないこと。
- 三 みだりに席を離れないこと。
- 四 その他議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第十四条 傍聴人は、議場において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(違反に対する措置)

第十五条 会長は、傍聴人がこの要綱に違反するときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第十六条 傍聴人は、会長が傍聴禁止を宣言したとき、又は前条により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第十七条 傍聴人は、この要綱に定めるもののほか、会長から議場の秩序又は安全を確保するための要請があった場合は、協力しなければならない。

(部会における傍聴)

第十八条 第六条から前条までの規定は、部会の傍聴について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成二十七年四月一日から施行する。

# (案)

27八子し発第 号  
平成27年 月 日

八王子市社会福祉審議会  
会長 大山 博 殿

八王子市長 石 森 孝 志

子ども・子育て支援に係る施策について（諮問）

このことについて、下記事項に関する意見を求めます。

## 記

- 1 子ども・子育て支援に関わる事項について
- 2 児童福祉施設等の認可・確認等について

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会の委員構成について(案)

		社会福祉審議会 児童福祉専門分科会		認可部会(仮称)
主な法定 所掌事項 (ゴシック字体 は必須)	①子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に 関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること ②子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し意見聴取する こと ③児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議 すること ④ひとり親家庭の福祉に関する事項を調査審議すること ⑤母子保健に関する事項を調査審議すること			①教育・保育施設等の利用定員の設定に関し意見聴取 すること ②家庭的保育事業等の認可時に意見聴取すること ③保育所設置の認可時に意見聴取すること ④幼保連携型認定こども園を設置・廃止等の認可、事業 停止・施設閉鎖命令、認可の取消し時に意見聴取する こと ⑤保育所に対する事業停止命令時に意見聴取すること ⑥認可外保育施設の事業停止・施設閉鎖命令時に意見 聴取すること ⑦児童福祉施設の設備・運営を向上させるよう勧告する 際に意見聴取すること
	委員 (現行委員 構成を想定)	1	子どもの保護者 市民委員(幼稚園子どもの保護者)	公募
	2	子どもの保護者 市民委員(保育園子どもの保護者)	公募	
	3	関係行政機関の職員 八王子公共職業安定所	推薦	
	4	関係行政機関の職員 東京都八王子児童相談所	推薦	
	5	町会、自治会を代表する者 八王子市町会自治会連合会	推薦	
	6	市内で活動する市民 団体を代表する者 八王子市民活動協議会	推薦	
	7	事業主を代表する者 八王子商工会議所	推薦	
	8	労働者を代表する者 連合東京三多摩ブロック地域協議会	推薦	
	9	児童福祉又は学校教育に 関係する事業に 従事する者 八王子市私立幼稚園協会	推薦	
	10	児童福祉又は学校教育に 関係する事業に 従事する者 八王子市私立保育園協会	推薦	
	11	児童福祉又は学校教育に 関係する事業に 従事する者 八王子市公立小学校長会	推薦	
	12	児童福祉又は学校教育に 関係する事業に 従事する者 八王子市立小学校PTA連合会	推薦	
	13	児童福祉又は学校教育に 関係する事業に 従事する者 八王子市立中学校PTA連合会	推薦	
	14	学識経験のある者	選任	
	15	学識経験のある者	選任	
	16	その他市長が必要と認 める者 八王子市社会福祉協議会	推薦	
	17	その他市長が必要と認 める者 八王子市民生委員児童委員協議会	推薦	
	18	その他市長が必要と認 める者 市民委員(一般)	公募	
人 数	18人			9人
臨時委員 (例)	医師			公認会計士
	助産師			弁護士
	療育機関従事者			建築士
	子供会育成団体連絡協議会代表者			ほか
	ほか			
事務局	子どものしあわせ課			保育対策課・保育幼稚園課

# 八王子市社会福祉審議会・児童福祉専門分科会 スケジュール(案)

項目	平成27年度												平成28・29年度												平成 30年度
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
社会福祉審議会 (全体会)	●																								●
社会福祉審議会 (代表者会)					●						●						●						●		
児童福祉専門分科会	●		●		●						●		●		●		●						●		●
認可部会	必要に応じて随時開催します。																								